

国際図書館連盟 (International Federation of Library Associations: IFLA) 2006 年ソウル大会における「著作権とその他の法律問題」セッション

時 実 象 一*

1. はじめに

国際図書館連盟の 2006 年大会は韓国のソウルで 8 月 20 日から 24 日まで開催された。そこでは 160 にもおよぶ多数のセッション¹⁾がおこなわれたが、実際に参加することができたセッションの中で、「著作権とその他の法律問題」セッションが大変興味深い内容だったので、報告したい。

本セッションは、会議場であった COEX の 2 室ぶち抜きの大会場において、午後 2 時ごろから途中休憩をはさんで夕方 6 時までおこなわれた。最大で 300 人程度の聴衆が参加したと思われる。さまざまな問題が議論されたが、これを要約すると次のようになる。

(1) Google Library Project (Google Book Search) では、図書館と Google が提携し、権利者の個別の許可を得ずに著作物をデジタル化している。これに対して出版者や作家団体が提訴しているが、Google 側は、全文を検索提供するの著作権法で認められた「公正使用」の枠内であると主張している。

(2) 米国が二国間貿易協定 (FTA) を通じて、映画など米国の著作物の相手国における保護を一層強化しようとしている。また世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization: WIPO) が開発途上国に対し、著作権者の権利を著しく強化した著作権法を導入する手助けをする結果となっている。

(3) 米国では権利期間の 20 年の延長によって生じた「孤児著作物」の利用のための方策、および「公正使用」の枠外である「図書館等における許諾なしの複製」を定めた法 108 条の改定について、利用者と権利者が共同して解決法を検討している。

(4) ドイツでは出版者側が、デジタルでの複製サービスと事実上すべての ILL を禁止することを要求する訴訟を、文献複製サービス SUBITO に対して起こしている。

すなわち、著作権問題については、一方で権利者の権利制限、あるいは権利の適正な行使に向けた動きがあると同時に、デジタル著作物については法的および実質的な権利拡大の動きがあり、複雑な状況となっている。



2. 発表の概要

以下に主要な発表についての概要を紹介する。これらは「国際問題」と「国内問題」に大別されている。

[国際問題]

(1) オックスフォード大学における Google Library Project (The Google Library Project at Oxford) RONALD MILNE (Bodleian Library, Oxford, UK)

オックスフォード大学の Bodleian 図書館は 1602 年に Thomas Bodley が開設したが、その理念は「Republic of Letters」にある。この図書館は当初から大学の構成員だけでなく、すべての人に開かれていた。現在でも利用者の 60% が非構成員である。現在 400 人のスタッフを持ち、予算規模は 2600 万ドルであり、蔵書数 800 万冊である。大学全体としては 40 図書館があり、総予算は 5600 万ドル、蔵書数 1100 万冊である。

Google Library Project はハーバード、ミシガン、ニューヨーク公共図書館、オックスフォード、スタンフォードの 5 大図書館の蔵書をデジタル化するというものである (後にカリフォルニア大学図書館が参加した)。スキャンデータは OCR にかかれ、Google Book Search その他 Google の検索システムで検索できる。これによって、これまでアクセスが困難であった世界中の図書がアクセス可能となる。オックスフォードでは Digital Library Project があったが、これを Google Book Project の中でおこなうこととした。

Google の使命は「世界中の情報を組織化し、誰でもアク

*ときざね そういち 愛知大学文学部
〒441-8522 愛知県豊橋市町畑町 1-1
Tel. 0532-48-0111 (原稿受領 2006.9.22)

セスでき、利用できるようにする」、オックスフォード図書館の使命は「オックスフォードの図書を世界の研究の資源として維持し、アクセスを提供する」ということであり、基本的に一致している。

2004年12月に合意書に署名、19世紀の著作権保護期間が切れた Bodeleian その他の図書館の書物100-150万点をデジタル化することとした。Googleの担当者は2005年8月より滞在し、その12月にスキャン用機器が搬入され、2006年3月よりスキャンを開始した。すべての費用はGoogleが負担し、図書館の負担は担当者の配置と図書の選定だけである。

図書館間の蔵書の重複について WorldCat で分析したところ、参加5図書館 (Google Five) の中では56%の蔵書が各図書館独自のものであり、2図書館間で比べると80%が独自であった。全図書の50%が英語であるが、言語種類は430に上った²⁾。

どの書籍をデジタル化するかについては図書館が決める権限がある。19世紀の酸性紙は非常にもろいが、スキャナの操作を丁寧にしてデジタル化した。一般に人が読むことのできる本はデジタル化も可能である。新聞や版型が大きい本は今回は除いた。

作業は工場的なやり方であり、cherry-picking (いいものだけを拾う) ではない。本はライトバンで図書館から作業場に運送した。2005年の5月と12月に作業のテストをおこなった。Googleは現在ローマ字のみをデジタル化しているが、アラブ文字、キリル文字、CJK (中国語、日本語、韓国語) も2006年中にはデジタル化可能になる予定である。

(2) Google Library Project -著作権問題 (Google Library Project - Copyright Issues)

JONATHAN BAND (policybandwidth.com, Washington, DC, USA)

Googleのやっていること:

5大図書館から2500万点の図書をスキャンし、検索データベースを作成している。

Google Book Search の検索結果では著作権がある図書について snippet (ヒットした語のある前後の2-3行)のみを表示し、1図書については最大3件の snippet しか表示しない、したがって、利用者はせいぜい15行しか読むことができない。また出版社は opt-out (希望によりスキャンを拒否) することができる。

法律上の問題点:

本をスキャンして検索データベースに入れることは米国著作権法上の著作権者の権利を侵す可能性がある。また Google はスキャンしたデータを OCR にかけている。さらに Google はデータのコピーを各図書館に渡している。opt-out オプションは Google の責任を取り除くとはいえない。

Google の行為の正当性は「公正使用 (Fair Use)」であるかどうかにかかっていると考えられる。米国最高裁判所

は、著作権法の本来の目的である創作活動を圧殺しないために、「公正使用」によって法の厳格な適用を緩めることができるとしている。これには4つの判断要素がある。すなわち、使用の目的と性格、著作物の性格、使用された量的な程度、著作物の市場への影響の程度である。

Arriba Soft という検索エンジン会社がインターネットからコピーした画像のサムネイルを集めてデータベースを作成した。見つかったサムネイルをクリックすると元の画像にリンクする。これに対し Kelly という写真家が告訴したが、予審法廷および控訴裁判所はこれを公正使用であるとした。第9巡回裁判所の判決において、公正使用の4要素のうち2要素が最も重要であるとした。まず使用の目的はサイトへのアクセスを増すためであり、社会的要請に合致しているといえる。またこれにより、著作者の経済的利益が損なわれたとはいえず、むしろアクセス数を増やしたと考えられるとした。

今回の裁判では、Google は Kelly よりも強い公正使用の主張ができると発表者は考えている。これに対し、出版社や著者側は、今回は Kelly の場合とは異なると主張している。Kelly はその写真をインターネットに載せていたので、それを収集されることは想定されており、Arriba Soft に暗黙の許諾を与えたといえる。したがって、今回 Google の事例とは異なる。Google の行動は各出版社が自分のコンテンツを検索エンジンにライセンスするという市場機会を妨害している。またデジタル化することで、そのコンテンツが広汎に不法に使用される危険を冒している。(また出版者側は第9巡回裁判所の判決は誤っていると主張しているが、もしそうなら、現在おこなわれているすべての検索エンジンのイメージ検索は違法となるわけで、この意見が通るとは思われない)。

裁判所は非常に实际的であり、社会的に有用な使用であるか、その目的は他の方法で達成できたのか、著作権者は本当に被害をこうむったのか、を聞くだろう。この場合 Google のやり方は最も効率的であり、いちいち著作権者から許諾をとることは不可能である。したがって opt-out が实际的であると考えられる。また著作権者の主張する被害はあくまで想像上のものであり、主張されているような検索エンジンへのライセンス市場機会というもの存在しない。

(3) 韓国・米国間の二国間協定 (FTA) 案における著作権問題³⁾ (Copyright Issues in Proposed FTA between Korea and US)

HEESEOB NAM (Intellectual Property Left, Seoul, Korea)

韓国・米国間の二国間協定 KORUS FTA の交渉は2006年2月に提起されてから異常に速いスピードで進行している。ここで議論されている知的財産の基準は米国 Digital Millennium Copyright Act (DMCA) に準拠している。特に「保護」だけでなく「制限」にも言及しており、さらに行政上、刑事上の処罰も含まれている。これらには WTO TRIPS や WIPO で取り上げられなかった主張も含まれて

いる。その理由としては、米国は知的財産については 284 億ドルの出超であり、著作権産業は米国 GDP の 6% を占めていることがあると考えられる。

こうした過度の著作権保護は韓国における創作的活動に悪い影響をあたえる。直接的な問題は以下のとおり。

a. 著作権の性格が変更される。デジタル環境における一時的複製が制限される。また利用者の管理が進み、著作権料の増大が予想される。

b. 現在の韓国の著作権法では、プロテクト解除ソフトウェアと不法に用いられた Technological Protection Measures (TPM: 技術的保護手段) は違法となる。米国はアクセス管理とプロテクト解除の行為そのものに対する規制の拡大を要求している。「アクセス管理」という概念は著作権の拡張であり、利用者の権利を侵すものである。

c. 著作権の保護期間の 50 年から 70 年への延長を求めている。

d. 「この協定と整合していない他の法令等により、利益が害されると想定される場合…」という「非違反申し立て (Non-violation Complaint: 違反ではないが趣旨目的と両立しないとの訴え)」条項が導入されている。これは国内法規への不当な介入となる。

このように TRIP に加えて FTA により、創作的な活動が脅かされる恐れがある。

(4) 著作権と知識へのアクセス: アジア 11 カ国の著作権法の柔軟さ (Copyright and Access to Knowledge: Flexibilities in Copyright Laws in 11 Asian Countries) RAJESWARI KANNIAH (Consumers International, Kuala Lumpur, Malaysia)

著作権に関してはベルヌ条約 (1886)、知的財産権の通商関連規定 (Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights: TRIPS) (1994)、WIPO 著作権条約 (WCT) (1996) がある。国によって準拠状況は異なり、(1)ベルヌ条約のみ、(2)TRIPS のみ (事実上ベルヌ条約は含まれる)、(3)ベルヌ条約と WCT、(4)すべて、という組み合わせがある。

これらの状況をブータン、カンボジア、中国、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、モンゴル、パプアニューギニア、フィリピン、タイ、の各国について調べた。多くの国では、権利者に過度に強い権利を与える形の著作権法になっている。調査結果の要点は以下のとおり。

- 10 カ国が保護期間の延長に応じている。
- 8 カ国がベルヌ条約付記で認められている翻訳、複製、出版の強制ライセンスを導入していない。
- 5 カ国が WIPO メンバーでないのにプロテクト解除条項を導入している。
- 3 カ国しか、教育目的での著作物の全体利用を認めていない。
- 9 カ国は教育目的での利用を複製に限っている。
- 9 カ国は遠隔教育目的での利用に触れていない。
- 5 カ国は教育目的での複製部数を制限している。

- 6 カ国は引用としての利用を極めて短いものに制限している。
- 10 カ国は政治的演説や法廷での陳述を著作権の例外としていない。
- 0 カ国が教育目的での著作物の放送の例外を認めている。
- 6 カ国が学校や教育目的での著作物の使用を許す部分的な例外を認めていない。

WIPO の新しい著作権法案は公共貸与権 (Public Lending Right) という、今までにない新しい権利を著作権者に与えているが、すでに 4 カ国がこれを導入している (ブータン、カンボジア、パプアニューギニア、カザフスタン)。これにより、図書館はオーディオやビデオを貸し出す際に権利者の許諾が必要となっている。

このように各国において先進国に見られない過度に厳格な著作権法が成立している。その原因は、(1)WTO に加盟したい、(2)二国間協定により条件を強いられた、(3)WIPO および外国人の助言により、WIPO 案の内容を書き込まれた、(4)各国の市民団体が強力でない、などが考えられる。この結果、輸入書籍価格の高騰、翻訳契約価格の高騰、翻訳の強制許諾ができない、などが発生し、教科書やテキストの利用をはばんでいる。

(5) WIPO 放送条約-なぜ図書館はこれに反対すべきか (The WIPO Broadcasting Treaty - Why libraries should oppose this treaty)

HARALD VON HIELMCRONE (Statsbiblioteket, Aarhus, Denmark)

WIPO の提案している放送条約は、送信者がそのコンテンツのアクセスを管理することを認めている。これによりパブリックドメインにあるコンテンツでも管理される。また管理のために TPM (Technological Protection Measures: 技術的保護手段) の適用を認めており、利用者の権利を侵すおそれがある。本来は放送への海賊行為を防止するための条約であったが、いつのまにかコンテンツにまで拡張されてしまった。TPM や DRM (Digital Rights Management: デジタル権利管理) は著作権法で認められている利用者の権利を制限し、アーカイブを不可能にし、文化の保存ができなくなる。

(6) WIPO の計画-2006 年の現状 WIPO Development Agenda - 2006 Update)

BARBARA STRATTON (CILIP, London, UK) National Issues

WIPO の著作権関連の条約としては、WIPO Copyright Treaty (WCT)、WIPO Performances and Phonograms Treaty (WPPT) があり、現在議論されているものは、WPPT のオーディオビジュアルへの拡張、デジタル時代の放送者の権利、データベース保護の国際的な取り決め、などである。また DRM の障害者や遠隔教育に対する例外についても研究している。

WIPOはあくまで国内著作権法の雛型を提示しているだけで、これを強制するものではない。前の発表で主張されたように、WIPOが開発途上国に保護色の強い著作権法を押し付けている事実はない。

[国内問題]

(7) 孤児著作物-米国は孤児著作物を利用者からアクセス可能にするための検討をおこなっている (Orphan Works - The US examines ways of making orphan works more accessible to users)

ROBERT OAKLEY (Georgetown University, Washington, DC, USA)

著作権保護期間が延長されたため、孤児著作物は大きな問題となっている。コーネル大学で農学図書のアークाइブ化を試み、その際権利者の許諾を求めようとしたが、保護期間内のもの 397 件のうち、198 件は著作権者に連絡がつかなかった。理由としては住所不明、宛先に不在、出版者がすでに存在しない、記録が存在しないなどである。ミシガン大学でも同様の経験をしている。

過去の著作物について、デジタル化による保存、マルチメディアなど新しい拡大が著作権者の権利より重要と考え、この利用をはかるため、米国著作権局 (Copyright Office) の主導により検討を開始し、2006 年 1 月 31 日に報告書をまとめた⁴⁾。この検討には、著作権者 (作家、出版者、映画会社も含む)、利用者、図書館が集まって、その解決法を議論した。結論としては、適切な検索によっても著作権者と連絡がつかないときは、利用者は懲罰的賠償のリスクなしで著作物を利用できるとした。これには図書館の保存目的などのためのデジタル化なども含まれる。後で著作権者が名乗り出ても、非営利目的の場合は、その著作物を撤去するか、常識的なライセンス料で継続でき、営利目的の場合は常識的なライセンス料支払いのみで継続できるとした。これに関してはパブリックコメントでも圧倒的な支持があった。しかし一部著作権団体 (写真家、織物業界) が異議を申し立てたため、現在中断している。

(8) デジタル時代において著作権の例外と制限を再考する : 米国における 108 条検討グループの現状 (Rethinking Copyright Exceptions and Limitations in the Digital Age: The Section 108 Study Group Process in the US)

JIM NEAL (Columbia University, New York, NY, USA)

米国著作権法では 107 条が「公正使用」、108 条が公正使用以外の著作権の例外と制限について規定している。108 条は図書館における許諾無しの複製 (保存もしくは代替のための複製、利用者のための複製) について規定している。現在 108 条の見直しの検討が、米国議会図書館 Library of Congress の支援で進められている⁵⁾。これにはあらゆる権利団体と利用者団体が参加している。

保存のための複製の際の 108 条の問題点としては、非営利条項の適用、博物館への適用がない、バーチャルな機関 (コンソーシアムなど?) を想定していない、公的機関のみ

となっている、外注が認められるかどうか不明などの点がある。利用者のための複製の問題点としては、1 部のみという制限、デジタルが想定されていない、市場での複製の入手ができない場合に限るとの制限、ILL の電子アクセスの制限などがある。

(9) ドイツの SUBITO 裁判 : 図書館にとっての意味⁶⁾ (The SUBITO Case in Germany: Implications for Libraries)
HARALD MULLER (Max Planck Institute for Comparative Public Law and International Law, Heidelberg, Germany)

ドイツの研究図書館コンソーシアムによる文献複写サービス SUBITO は、2004 年 6 月 18 日にドイツ出版者協会と国際科学技術医学出版者協会 (International Association of Scientific, Technical and Medical Publishers: STM) から、①利用者への著作物 (複製物) の電子メール、ftp、インターネット経由での提供を停止、②他の図書館への著作物 (複製物) の電子メール、ftp、インターネット経由、および FAX および郵便による提供を停止、することを求める訴訟をおこされた。2 番目の要求は ILL を全面的に禁止するものである。これに対するミュンヘンの地裁の判決 (2005.12.15) は、①郵便による ILL は著作権法上違法であるが、これまで長年にわたっておこなわれてきた慣習であり、だれも不服を申し立てなかったので継続してよい、②デジタルコピーの提供は著作権法上違法である、であった。これに対し、両者とも上告し、係争中である。

2006 年 1 月にドイツ政府は新しい著作権法案を提出した。これによれば、①郵便または FAX による顧客への複製物の提供は許される、②デジタルコピーの提供はグラフィックファイルの形態でのみ認められ、かつ他の方法でのアクセスが提供されていない場合のみ許される、③著作権者は適正な補償金を請求する権利がある、とされている。②によれば、提供はグラフィック PDF に限られるし、出版社がオンライン提供をおこなっている場合は図書館はデジタル提供ができないことになる。この案は大学および州からの強い反対にあっている。

3. おわりに

著作権問題については、従来わが国での関心が低かったこともあり、著作権侵害の問題のみが大きくとりあげられ、新聞などでもややもすれば権利者側の主張のみを議論することが多かった。欧米ではここで紹介したように、図書館団体を中心として著作権の本質に遡った議論がおこなわれている。先に報告した、電子ジャーナルのオープンアクセスに関連した Creative Commons の活動もその 1 つである⁶⁾。わが国でも今後そのような議論が広くおこなわれることを期待したい。また、著作権ビジネスは従来権利者に独占されていたが、最近は Google や YouTube に見られるように、インターネット業者が進出し、強い発言力を持つようになってきている。そこでは新しいビジネスを阻害するような「強い」著作権保護とは異なる主張がなされている。わ

が国でもインターネット放送を巡ってそのような動きがある。これらの動きも注視する必要がある。

参 考 文 献

- 1) IFLA 2006 Seoul: Programme and Proceedings.
<http://www.ifla.org/IV/ifla72/Programme2006.htm>
(accessed 2006.9.22).
- 2) Brian Lavoie, Lynn Silipigni Connaway, Lorcan Dempsey.
Anatomy of Aggregate Collections: The Example of Google
Print for Libraries. D-Lib Magazine. Vol.11, No.9, (2005)
- 3) Heeseob Nam. Copyright Issues in Proposed FTA between
Korea and US.
<http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/089-Nam-en.pdf>
(accessed 2006.9.22).
- 4) Orphan Works. <http://www.copyright.gov/orphan/> (accessed
2006.9.22).
- 5) The Section 108 Study Group. <http://www.loc.gov/section108/>
(accessed 2006.9.22)
- 6) Harald Muller. The SUBITO Case in Germany:
Implications for Libraries.
<http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/089-Mueller-en.pdf>
(accessed 2006.9.22).
- 7) 時実象一. オープンアクセス運動の歴史と電子論文リポジ
トリ. 情報の科学と技術, Vol.55, No.10, p.421-427 (2005)

Copyright and other legal matters “Session of the International Federation of Library Association 2006 Conference in Seoul”. Soichi TOKIZANE(Faculty of Letters, Aichi University, 1-1 Machihata-cho, Toyohashi, Aichi 441-8522 JAPAN)